

## 藤枝市中小企業者等熱中症対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業者等の熱中症対策を図るために、熱中症対策を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、市内に本社、本店又は主たる事業所を有する者のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社及び個人
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等とする。ただし、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づき、統計基準として定められた日本標準産業分類の中分類に規定する農業を個人で行うものは除く。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の次の年度は、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費及び補助額は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付の対象となった経費は、補助の対象経費としない。

3 この要綱による補助金の交付は、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は事業に着手する14日前までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

- (3) 支出見込を確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第7条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額対象経費の総額20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) 支出見込を確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実施報告書(第8号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 支出を証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第10号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率・額	補助限度額
熱中症対策に寄与するファン付き作業服、冷却機能作業服、空調服、冷却ベルト、ファン付ヘルメット、防暑タレの物品購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって市内の業者との契約に係るものに限る。	補助対象経費の3分の1以内の額	5万円